

函館市亀田交流プラザ条例（平成31年3月6日条例第22号）

最終改正:

改正内容:平成31年3月6日条例第22号

○函館市亀田交流プラザ条例

平成31年3月6日条例第22号

函館市亀田交流プラザ条例

(設置)

第1条 幅広い世代の市民に生涯にわたる学習活動の場および多様な交流の場を提供し、もって豊かな市民生活および活力ある地域社会の実現に寄与するため、市に亀田交流プラザを設置する。

(名称および位置)

第2条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館市亀田交流プラザ

位置 函館市美原1丁目26番12号

(開館時間および休館日)

第3条 函館市亀田交流プラザ(以下「プラザ」という。)の開館時間および休館日は、函館市教育委員会規則で定める。

(事業)

第4条 プラザは、次に掲げる事業を行う。

(1) 市民への生涯にわたる学習活動の場および機会の提供に関すること。

(2) 市民への多様な交流の場および機会の提供に関すること。

(3) その他プラザの設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第5条 プラザに次に掲げる施設を置く。

- (1) 講堂
- (2) 体育室
- (3) 会議室
- (4) 研修室
- (5) 交流集会室
- (6) 子ども体育室
- (7) シャワー室
- (8) 交流スペース
- (9) 交流活動室
- (10) 保健相談室
- (11) 軽運動室
- (12) 子ども活動室
- (13) ふれあいホール

(使用の許可)

第6条 プラザの施設(前条第1号から第7号までに掲げるものに限る。以下同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ函館市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、プラザの管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 プラザの駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

（使用の不許可等）

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの施設の使用を許可しない。

- (1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他プラザの管理上支障があると認められるとき。

2 プラザの施設は、同一の者が引き続き5日を超えて使用することができない。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（目的以外の使用等の禁止）

第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に係るプラザの施設を許可を受けた目的以外に使用し、他人に転貸し、またはその使用する権利を譲渡してはならない。

（使用料）

第9条 使用者は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。

2 使用者は、附属設備または備付物件を使用しようとするときは、別表第2に定める使用料を当該附属設備または備付物件を使用する日までに納めなければならない。

3 前2項の使用料は、市長が特に認めるときは、後納することができる。

4 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第1項および第2項の使用料を減免することができる。

（駐車場使用料）

第10条 プラザの駐車場の使用料（以下「駐車場使用料」という。）は、別表第3のとおりとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、駐車場使用料を減免することができる。

3 駐車場使用料の徴収方法その他必要な事項は、函館市教育委員会規則で定める。

（使用料の不還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

（特別設備等の制限）

第12条 使用の許可を受けたプラザの施設の使用に当たり特別の設備を設け、または既存の設備を変更しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

（使用の許可の取消し等）

第13条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じても市は、その賠償の責めを負わない。

- (1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 第7条第1項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (4) 使用の許可の申請に偽りがあったとき。

（販売行為等の禁止）

第14条 委員会の許可を受けた者以外の者は、プラザの施設またはその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

（原状回復等）

第15条 使用者は、プラザの施設の使用を終了したとき、または第13条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償の義務）

第16条 プラザに入館した者は、建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

（入館の制限）

第17条 委員会は、プラザに入館しようとする者または入館した者が第7条第1項各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

（指定管理者による管理）

第18条 プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条の事業の実施に関すること。
- (2) プラザの使用の許可および制限に関すること。
- (3) プラザの維持管理に関すること。

（4）その他委員会が定める業務

- 3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第6条、第7条、第12条から第14条までおよび前条の規定の適用については、これらの規定（第6条第1項を除く。）中「委員会」とあり、および第6条第1項中「函館市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは、「指定管理者」とする。

（規則への委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、函館市教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。
（重要な公の施設の措置に関する条例の一部改正）
- 2 重要な公の施設の措置に関する条例（昭和39年函館市条例第8号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（函館市老人福祉センター条例の一部改正）
- 3 函館市老人福祉センター条例（平成12年函館市条例第16号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（函館市児童館条例の一部改正）
- 4 函館市児童館条例（昭和35年函館市条例第24号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（函館市公民館条例の一部改正）
- 5 函館市公民館条例（昭和48年函館市条例第83号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（函館市亀田青少年会館条例の廃止）
- 6 函館市亀田青少年会館条例（昭和48年函館市条例第84号）は、廃止する。

別表第1（第9条関係）

| 区分 | | 時間区分 | | |
|--------|---------------------|----------------|------------------|-------------------|
| | | 午前(午前9時から正午まで) | 午後(午後1時から午後5時まで) | 夜間(午後6時から午後10時まで) |
| 講堂1 | | 3,300円 | 4,400円 | 4,400円 |
| 講堂2 | | 2,400円 | 3,200円 | 3,200円 |
| 体育室 | アマチュアのスポーツに使用する場合 | 1,200円 | 1,600円 | 1,600円 |
| | アマチュアのスポーツ以外に使用する場合 | 4,500円 | 6,000円 | 6,000円 |
| 大会議室1 | | 2,400円 | 3,200円 | 3,200円 |
| 大会議室2 | | 2,100円 | 2,800円 | 2,800円 |
| 大会議室3 | | 2,100円 | 2,800円 | 2,800円 |
| 小会議室1 | | 600円 | 800円 | 800円 |
| 小会議室2 | | 600円 | 800円 | 800円 |
| 小会議室3 | | 600円 | 800円 | 800円 |
| 小会議室4 | | 600円 | 800円 | 800円 |
| 研修室1 | | 600円 | 800円 | 800円 |
| 研修室2 | | 300円 | 400円 | 400円 |
| 交流集会室 | | 1,200円 | 1,600円 | 1,600円 |
| 子ども体育室 | | 600円 | 800円 | 800円 |
| シャワー室 | 1人1回につき | | | 100円 |

備考

- 2以上の時間区分にわたって使用する場合は、当該使用に係る時間区分の上表の規定による使用料の額(以下「基本使用料の額」という。)を合算した額とする。
- 商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は、基本使用料の額の2倍に相当する額とする。
- 大会議室をそれぞれ全体の面積の2分の1に相当する面積で使用する場合は、それぞれの基本使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間までごとに、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の基本使用料の額(午後10時以後にわたる超過時間については、夜間の基本使用料の額)の2分の1に相当する額を徴収する。

別表第2（第9条関係）

| 区分 | | 使用料 | | 摘要 |
|--------|------|-----|--------|--------------------------|
| | | 単位 | 金額 | |
| 講堂1 | 音響設備 | 一式 | 1,000円 | 音響架, 音響ワゴン, マイク, マイクスタンド |
| 講堂2 | 音響設備 | 一式 | 1,000円 | 音響架, 音響ワゴン, マイク, マイクスタンド |
| | 映像設備 | 一式 | 1,400円 | 固定式プロジェクター, スクリーン |
| | 舞台設備 | 一式 | 1,600円 | 舞台照明, 舞台幕 |
| 大会議室 | 音響設備 | 一式 | 300円 | 音響ワゴン, マイク, マイクスタンド |
| 研修室2 | 調理設備 | 一式 | 500円 | システムキッチン, 冷凍冷蔵庫 |
| 移動ステージ | | 一式 | 700円 | |
| ピアノ | | 1台 | 700円 | |

備考

- 1 上表の規定による使用料の額は, 別表第1に規定する時間区分のうち午前, 午後または夜間のいずれかの時間区分において使用する場合の額とする。
- 2 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は, 超過時間1時間までごとに, 上表の規定による使用料の額の2分の1に相当する額を徴収する。

別表第3（第10条関係）

| 使用者の区分 | 自動車の種別 | 駐車場使用料 |
|-----------|------------------------|--|
| 施設使用者 | 普通自動車 小型自動車 軽自動車 | 2時間までは、無料とし、2時間を 超えた後30分までごとに100円 |
| 施設使用者以外の者 | 普通自動車 小型自動車 軽自動車 | 2時間までは、200円とし、2時間 を超えた後30分までごとに100円 |

備考

- 1 施設使用者とは、プラザに入館した者および亀田支所に来庁した者をいう。
- 2 普通自動車とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車を除いた乗車定員10人以下のものをいう。
- 3 小型自動車とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 4 軽自動車とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 5 二輪自動車とは、省令別表第1に規定する小型自動車および軽自動車のうちの二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）ならびに省令第1条に規定する原動機付自転車をいう。
- 6 午後10時30分までに出場しなかった場合における当該時刻から翌日の午前8時15分までの間の使用料の額は、上表の規定にかかわらず、1,000円とする。